

# 性犯罪の罰則の在り方に関する私見—フランス刑法を参考として

性犯罪の罰則に関する検討会ヒアリング

2014年11月28日

大阪大学大学院高等司法研究科

島岡まな

# I はじめに—基本的視点

- 1 現行刑法典の持つ家父長制度下の価値観の反映としての「性犯罪類型」
- 2 21世紀にふさわしい「人権尊重刑法」整備の必要性
- 3 すべての人の人権尊重を実現できる規定形式、すなわちジェンダー平等、弱者保護の視点を取り入れた性犯罪規定への改正

# Ⅱ 論点に関する私見

## 第1 性犯罪の構成要件及び法定刑について

### 1 性犯罪の法定刑の見直し

(1) ⇒上記のような視点は、現在の「性犯罪」の規定方式を変えないまま、「単なる厳罰化」によって実現されるものでは決してない。

現行刑法は、男性の関心を集める財産犯重視傾向が明確であり、強盗罪の下限も比較的高いと思われるので、それに合わせるものがよいのかどうか、再検討が必要

- ※ただし、フランス刑法の強姦罪は、加重窃盗罪等と比較してかなり重いというのもまた現実
- ※フランス新刑法典における性犯罪の保護法益：**人の身体的・精神的完全性**
- 性的攻撃は、拷問及び野蛮行為、暴行・脅迫、過失傷害と同列に並べて規定されており、第3章以下に続く自殺教唆や「自由に対する侵害」より重い犯罪として捉えられている

# フランス刑法

強姦罪（222-23条） （重罪）	暴行を伴う加重窃盗（311-4条） （軽罪）	強姦致傷罪（第222-24条）	強盗致傷罪（8日以下の労働不能状態を引き起こす強盗傷害）
10年以上15年以下の懲役	5年以下の拘禁 又は7万5千ユーロ以下の罰金	10年以上20年以下の懲役	7年以下の拘禁 又は10万ユーロ以下の罰金
加重強姦罪（第222-24条） ※1	持凶器強窃盗（311-8条） （重罪）		強盗致傷罪（9日以上労働不能状態を引き起こす強盗傷害）
10年以上20年以下の懲役	10年以上20年以下の懲役又は15万ユーロ以下の罰金		10年以下の拘禁又は15万ユーロ以下の罰金

強姦致死罪（第222-25条）

強盗致死罪（第311-10条）

10年以上30年以下の懲役

無期懲役又は15万ユーロ以下の罰金

拷問強姦致死罪（第222-26条）

無期懲役

# ※ 1 加重事由

- 1 被害者に後遺障害を惹起した場合
- 2 被害者が15歳未満の未成年者の場合
- 3 年齢、疾病、身体的または精神的障害、妊娠等によって脆弱な状態であることが明白な場合、または加害者が特にその事情を知っている場合
- 4 尊属または養親その他被害者に対して権限を有する者による実行の場合（2010年に追加）
- 5 職務上付託された権限を有する者による実行の場合
- 6 正犯又は共犯として行為する複数の行為者（集団）による実行の場合

- 7 武器を使用して実行された場合
- 8 被害者と加害者が不特定多数にあてたメッセージの利用を介して（1998年追加）、またはインターネットを介して（2011年追加）知り合った上で実行された場合
- 9 被害者の性的傾向や性自認（同性愛など：筆者注）を原因として実行された場合（2003年追加）
- 10 他の被害者に対する単一または複数の強姦と同時に実行された場合（2005年追加）
- 11 **配偶者または内縁のパートナー**により実行された場合（2006年追加）
- 12 薬物またはアルコールの影響により実行された場合（2007年追加）



(2) ⇒現行刑法典の「性犯罪」規定の  
(制定当時の) 保護法益は、女性の性的自由(自己決定権)などではなく、「家」制度を前提としたその血統を維持するための「善良な性風俗(貞操)」であり、最重要視された財産侵害に伴い「男系の血統」が侵害されかねない行為がなされる危険を避けるために、特に重く罰したのではないか。  
そのような価値観が現代にふさわしくないことは明白であるため、むしろ強盗強姦罪規定の存在意義そのものを問う必要があるのではないか。

## 2 強姦罪の主体等の拡大

⇒「女子」に対する「姦淫のみ」を重く処罰する強姦罪は、明治の家父長制時代の「貞操」すなわち将来男性に嫁ぐ無垢な女子の「処女性」または夫に従属する「貞淑な妻」の保護を目的とし、究極的には夫の「家」の男系血統を守ることを主眼とする。

● 先進諸外国の例に倣い、客体を男女ともに改正すべき。

### 3 性交類似行為に関する構成要件の創設

⇒処罰される行為を「男性器の女性器への挿入」に限定する規定方式は、上記2で述べた古い価値観に基づいた時代遅れのもの。先進諸外国の例に倣い、口や肛門などへの性器挿入や手・異物の挿入などもすべて「性的挿入罪」として統一的に処罰すべき

## 4 強姦罪等における暴行・脅迫要件の緩和

⇒判例・学説上「反抗を著しく困難にする程度のものであることが必要」とされる解釈は、「合意に基づく通常の性交でもある程度の暴行は許容されるから犯罪となる暴行は相当程度強いものに限定されるべきだ」という男性支配主義思想がある。

＊強姦罪の成立に本質的な要件は、被害者の性的自己決定権に反するかどうかであり、その意思に反する性交は、いやしくも暴行・脅迫が用いられる限りその強弱を問わず、すべて犯罪とする方向へ転換すべき。

## 【参考】フランス刑法

- 第222-22条（性的攻撃罪）：①**暴行、強制、脅迫または不意打ちをもって実行されるすべての性的侵害行為は、性的攻撃とする。**（以下略）
- 第222-22-1条：第222-22条1項に規定する強制とは、物理的および心理的なのをいう。心理的強制は、**未成年被害者と加害者との年齢の差異**や加害者が法律上または事実上**被害者に及ぼしている権限**により形成され得る。

## 5 地位・関係性を利用した性的行為に関する規定の創設

- ⇒年齢の差異や権力を悪用した性犯罪の**悪質性を明確に犯罪化**し、より手厚く被害者の保護を図ることが、先進国でのスタンダード
- 未成年者に対する者については、下記6参照。

## 【参考】フランス刑法

- 加重強姦罪（第222-24条）

- 4 尊属または養親その他被害者に対して権限を有する者による実行の場合（2010年に追加）

- 5 職務上付託された権限を有する者による実行の場合

- 未成年者に対して犯された**近親姦罪**（第222-31-2条）

## 6 いわゆる性交同意年齢の引上げについて

⇒日本人より成長が早く、成人年齢も低い諸外国において性交同意年齢が15歳以上（場合によっては18歳以上）であること

●【参考】フランス刑法

● 第227-25条 暴行、強制、脅迫を用いることなく、又は不意を襲うことなく、成人が15歳未満の未成年者に対して行う性的攻撃は、5年以下の拘禁または7万5千ユーロ以下の罰金に処する。



- ● 第227-26条 第227-25条に規定する行為が以下の事情を伴う場合、10年以下の拘禁または15万ユーロ以下の罰金に処する。
  - 1 尊属または養親その他被害者に対して権限を有する者による実行の場合  
(2010年に追加)
  - 2 職務上付託された権限を有する者による実行の場合
- (以下略)

- 第227-27条 暴行、強制、脅迫を用いることなく、又は不意を襲うことなく、15歳以上であって、婚姻により親権を解かれていない未成年者に対する性的攻撃は、次に掲げる場合、2年以下の拘禁または3万ユーロ以下の罰金に処する。
  - 1 尊属または養親その他被害者に対して権限を有する者による実行の場合（2010年に追加）
  - 2 職務上付託された権限を有する者による実行の場合

## 第2 性犯罪を非親告罪とすることについて

- ⇒性犯罪といっても被害者は通常犯罪の被害者と同様、本来何ら恥じることはないはず。
- もし、訴追することにより被害者の名誉等が侵害される事実があるとするれば、それは日本社会にいわゆる「強姦神話」という根強い偏見が残っているからである。
- まさに性犯罪の裁判が「加害者ではなく被害者を裁く場」となっていることが一番の問題。これらの問題の根本的解決が最も重要であり、親告罪とすることは、単なる対象療法に過ぎない。

# 第3 性犯罪に関する公訴時効の撤廃又は停止について

⇒年少者は自身の被害を適切に把握できないことが多く、成人して適切に被害を認識できるようになってから十分告訴できる期間を確保すべき。

【参考】フランス刑事訴訟法第7条 成人に対する強姦＝20年（2004年に10年から延長）、未成年時に行われた強姦については成年に達してから20年

※2014年5月にフランス元老院で「強姦罪の公訴時効を成年に達してから30年（現行20年）（48歳まで）に、その他の性的攻撃罪の公訴時効を成年に達してから20年（現行10年）（38歳まで）に延長する法案が可決されたとの報道あり。

## Ⅲ おわりに

- 1 「ジェンダー平等、弱者保護の視点を取り入れたすべての人の人権尊重を実現できる規定とする」という筋の通った観念の必要性
- 2 現在の規定方式を変えないままの、「単なる厳罰化」は無意味
- 3 「性犯罪をめぐる問題は、正に**人権問題**である」との基本的視点の共有により、根本的・本質的な議論がなされることを希望